

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人矢崎科学技術振興記念財団（以下「本財団」という。）の定款第16条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤とは、週のうち3日以上本財団に勤務する者をいう。
- (4) 非常勤とは、常勤以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員には、定時評議員会終結後から翌年度の定時評議員会の中の職務遂行の対価として、定款第35条に定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2 評議員には、定時評議員会終結後から翌年度の定時評議員会の中の職務遂行の対価として、定款第16条に定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

3 役員及び評議員には、賞与及び退職手当を支給しない。

4 役員及び評議員から報酬等の受取りを辞退する旨の書類が提出された場合は、本財団は、報酬等を支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 役員に対する報酬等は別表1「役員の報酬等」に定める年額とし、評議員に対する報酬等は別表2「評議員の報酬等」に定める年額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 役員の報酬等は、6月に開催する定時評議員会終結後速やかに支払うものとする。

2 評議員の報酬等は、6月に開催する定時評議員会終結後速やかに支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 本財団は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 本財団は、この規程をもって、公益法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、公益財団法人矢崎科学技術振興記念財団の設立の登記の日から施行する。

2 別表2の改正規程は、平成23年3月10日から適用する。

別表1 役員報酬等年額

理事	常勤・非常勤の別なく一人一律7万円
監事	常勤・非常勤の別なく一人一律17万円

別表2 評議員報酬等年額

常勤・非常勤の別なく一人一律7万円